

**標準文書保存期間基準(海上保安学校事務部総務課) R4.4.1**

		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
1 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯  (2)行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯  (3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯  (4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	(1)行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
		(2)行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書  ②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・不服申立書 ・録取書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	③裁決書又は決定書  ④訴訟の提起に関する文書  ⑤訴訟における主張又は立証に関する文書  ⑥判決書又は和解調書	・裁決・決定書  ・訴状 ・期日呼出状  ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証  ・判決書 ・和解調書	10年	廃棄ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		(1)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものにかかる。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
		(2)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書  ②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・不服申立書 ・録取書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	③裁決書又は決定書  ④訴訟の提起に関する文書  ⑤訴訟における主張又は立証に関する文書  ⑥判決書又は和解調書	・裁決・決定書  ・訴状 ・期日呼出状  ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証  ・判決書 ・和解調書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
他の事項						
3	通達の制定又は改廃及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から3の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書  ②制定又は改廃のための決裁文書	・自治体 ・民間企業の状況調査 ・関係団体 ・関係者のヒアリング  ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	10年	廃棄
4	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	10年	廃棄
5	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緒	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	10年	廃棄
6	文書の管理等に関する事項	(1)文書の管理等  (2)官印の保管に関する事項  (3)公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項  (4)文書交換システム、文書管理システムに関する事項	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書  ②取得した文書の管理を行うための帳簿  ③決裁文書の管理を行うための帳簿  ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿(5に掲げるものを除く。)  ⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録  ⑥官印の保管に関する事項  ⑦公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項  ⑧文書交換システム、文書管理システムに関する事項	・行政文書ファイル管理簿 ・受付簿 ・決裁簿 ・移管・廃棄簿 ・廃棄の記録  ・押印簿 ・書留簿 ・電子署名に関する文書 ・文書交換システム、文書管理システムの運用に関する文書 ・電子署名発行申請書	常用(無期限) 5年 30年 廃棄する文書にあっては30年 移管する文書にあっては20年 5年 30年 5年 5年 5年	廃棄ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
7	契約に関する事項	契約に関する重要な経緒(1の項から7の項までに掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議 ・調整経緒	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄

